

家庭ごみの分け方、出し方

分別の仕方で疑問などがある場合は、下記に問い合わせください。

中部上北清掃センター TEL 0175-63-2336
(収集・持込可燃ごみ・びん・カン・ペットボトル)

中部上北最終処分場 TEL 0175-63-4429
(持込粗大ごみ・紙類)

収集日 収集するごみ	燃やせるごみ	赤字の指定袋	生ごみ (水をよく切ってください) 皮革製品 プラ容器・小型プラスチック製品 紙ごみ 家庭菜園用廃プラスチック 草・落葉 衣類・布製品 貝殻 アルミホイル CD 食用油 (布などに浸すか固めてください) 紙おむつ (ビニール袋にまとめてください) 使い捨てライター (使い切ってください。爆発の原因となります。)	燃やせないごみ	青字の指定袋	乾電池・ボタン電池 (充電式電池除く) 陶器類・ガラス類 (茶碗・コップなど) 飲食品用以外のびん (化粧品びんなど) ナベ・ヤカン・フライパン ホーロー製品 小型電化製品 (小型ゲーム機・ラジオなど) (指定袋「大」に入るもの) (電池は必ず抜いてください) コード類 カセットボンベ・スプレー缶 (必ず穴を開けてください) ガステーブル・コンロ 蛍光灯・電球 傘 その他 (針・釘・針金ハンガー・金属製キャップ・栓など) ※割れた蛍光灯・電球・ガラス・陶器や刃物・針は紙などに包み、ワレモノ「キケン」と記入し出してください。	
	粗大ごみ	指定袋(大)に入らないごみは粗大ごみとなります!	スキー・スノーボード 自転車 大型プラスチック製品 (衣装ケース・ポリタンクなど) 机・椅子 家具 (タンス・食器棚・ベッド・カラーボックスなど) 荷札やガムテープを利用し、町内会名と氏名を見やすいところに記入してください。	資源ごみ(中身が入っているものは収集しません)	紙類	新聞紙・チラシ (ひもで十字にしばってください) 雑誌・文庫本等 (品目ごとにひもで十字にしばってください) 紙製菓子箱・包装箱 (右記の表示マークがついたものに限りませう) 紙バック (ジュース・牛乳バックに限りませう) 紙バック (指定袋又は透明の袋に入れてください) 段ボール (10枚位を目安にひもで十字にしばってください) 金具付ファイル (燃やせないごみに出してください)	
	缶類	青字の指定袋	ごみを取る 洗浄して出す 飲料品用缶 (ボトル缶含む) (ジュース・ビール・茶など) (缶詰(魚・果物など)) 缶詰のフタは「燃やせないごみ」に出してください。	燃やせないごみ	びん類	青字の指定袋	キャップや栓を取る 洗浄して出す プラスチックは「燃やせるごみ」に出してください。 アルミは「燃やせないごみ」に出してください。
	ペットボトル	赤字の指定袋	キャップやラベルを取る 洗浄して出す キャップやラベルは「燃やせるごみ」に出してください。	燃やせないごみ	ペットボトル	赤字の指定袋	キャップやラベルを取る 洗浄して出す キャップやラベルは「燃やせるごみ」に出してください。
	自分で運ぶごみ(有料)	清掃センターへ	布団・毛布 畳 (自分で取り外した場合に限る) ブルーシート (切断しないもの) 草や剪定ばさみで切れる程度の剪定枝 じゅうたん・カーペット	最終処分場へ	危険物・産業廃棄物・その他	他町村からのごみの持ち込みは禁止です。 農業・劇薬 医療廃棄物 抜根 自動車部品 バッテリー LPGボンベ ボイラー 充電式電池 農業機械 建築廃材 農業用廃プラスチック (マルチポリなど) 一般家庭以外のごみ 漬物石 コンクリート・ブロック・レンガ	
家電4品目	家電リサイクル法対象品 (処分については購入店又は家電販売店に相談してください。)	テレビ エアコン・室外機 洗濯機・衣類乾燥機 冷蔵庫・冷凍庫	危険物・産業廃棄物・その他	ピアノ ペンキ タイヤ ホイール 廃油類 消火器 建築廃材(代表的な例)	家庭用パソコン (データは初期化してください。) 庭木の剪定枝 (1m以下に切断) ドラム缶 (油は抜き取ってください。) ホームタンク けん引用ロープ (ワイヤー) ※火災・風水害・雪害で被災したものの搬入手続きには、本人印鑑と廃棄物処理手数料減免申請書(清掃センターにあります。)及び役場又は消防本部が交付する罹災証明書の添付が必要です。(善良な管理をしない家屋[廃屋]及びビニールハウス類は除く。)		

注意事項

- 正しく分別されていない場合は、シールを貼り収集しません。
- 家庭以外「会社・商店・飲食店・工場・病院・社会福祉施設など」から出るごみは、ごみ集積場所には出せません。自らの責任で適切に処分してください。
- ごみの集積場所の維持管理は、町内会などによって行われております。周辺住民に迷惑をかけないよう、ごみの出し方のルールを守りましょう。
- 廃棄物の不法投棄や野外焼却は、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

ごみの減量化にご協力をお願いします!
暮らしの中でごみ減量を意識しよう。

配布元 七戸町・東北町